

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(子ども家庭課) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。
------	---

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(子ども家庭課)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)44令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)支給事務(令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金) (2)47令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)支給事務(令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金) (3)50令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)支給事務(令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金) (4)令和5年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務(令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)) (5)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務(令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)) (6)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務(令和六年度物価高騰対策給付金(第二号))
③システムの名称	(1)子育て生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (2)令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (3)令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (4)令和5年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (5)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (6)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課
②所属長の役職名	子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課 06-4309-3194
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	入念にチェックを行っていた 特に問題なく事業が終了したため
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	入念にチェックを行っていた 特に問題なく事業が終了したため

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	3.個人情報の利用	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務の一部を改正する告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第135の項	事後	番号法の改正に伴う「法令上の根拠」欄の修正
令和6年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2第121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務の一部を改正する告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	番号法の改正に伴う「法令上の根拠」欄の修正
令和6年11月30日	Ⅳ. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 入念にチェックを行っていた 特に問題なく事業が終了したため	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和6年11月30日	Ⅳ. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 入念にチェックを行っていた 特に問題なく事業が終了したため	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年7月1日	表紙 評価書名	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務 基礎項目評価書【令和6年2月29日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（子ども家庭課） 基礎項目評価書	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東大阪市は、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東大阪市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	表紙 特記事項	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務【令和6年2月29日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（子ども家庭課）	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 令和5年1月1日（令和5年度分住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)44令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務（令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金） (2)47令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務（令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金） (3)50令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事務（令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金） (4)令和5年度東大阪市民住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務（令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）） (5)令和6年度東大阪市民住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務（令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）） (6)令和6年度東大阪市民住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金支給事務（令和六年度物価高騰対策給付金（第二号））	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	2特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム	(1)子育て生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (2)令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (3)令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (4)令和5年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (5)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム (6)令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第135の項	・番号利用法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 評価対象の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加
令和7年7月1日	2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	44、47、50の評価書を統合したことによる追加